

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

1. 制度の概要

軽度者に対する福祉用具貸与については、その状態像から見て、一部の福祉用具の使用が想定しにくいいため、原則福祉用具貸与費を算定することはできません。

しかしながら、様々な疾患等によって厚生労働省の示した状態像に該当する方については、例外的に給付が認められています。

したがって、軽度者に対し福祉用具の例外給付を行う際には、ケアマネジャーもしくは地域包括支援センターの職員が利用者の状態像及び福祉用具貸与の必要性を十分に確認、検討することが必要になります。

以下には、例外給付の対象種目、厚生労働省の示した状態像、太宰府市の確認が必要な場合を記載しています。

2. 例外給付の対象種目

《要支援1・2、要介護1》

車いす及び車いす付属品

特殊寝台及び特殊寝台付属品

床ずれ防止用具及び体位変換器

認知症老人徘徊感知機器

移動用リフト（つり具の部分を除く）

《要支援1・2、要介護1・2・3》

自動排泄処理装置

（尿のみを自動的に吸引するものを除く）

3. 例外給付の対象となる場合について

① 認定調査票の基本調査の結果確認

直近の認定調査における基本調査の結果から、(表1)の状態像に該当するかを確認してください。

例) 特殊寝台及び特殊寝台付属品の貸与の場合

(表1)にて、「日常的に起き上がりが困難な者」もしくは「日常的に寝返りが困難な者」が例外給付の対象になる状態像であることがわかります。つまり、基本調査1-4もしくは1-3が「できない」であれば、保険給付の対象となります。

→ 対象になる状態像であることが確認できれば、サービス担当者会議等で必要性を検討し、貸与可能となります。(太宰府市への例外給付の届出は不要です。)

② 基本調査のみでは対象とならない場合（太宰府市の確認が必要な場合）

基本調査の結果のみでは例外給付の対象とならない場合でも(表2)の i から iii のいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具が必要な旨が判断されていることを市が確認し、承認を受けた場合は例外給付の対象になります。

(表1)

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ（告示で定める福祉用具が必要な状態像）	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす 及び車いす付属品	次の <u>いずれかに</u> 該当する者	基本調査1-7「3. できない」 該当する基本調査項目なし
	(一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	
イ 特殊寝台 及び特殊寝台付属品	次の <u>いずれかに</u> 該当する者	基本調査1-4「3. できない」 基本調査1-3「3. できない」
	(一) 日常的に起き上がりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次の <u>いずれにも</u> 該当する者	基本調査3-1「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」 以外 <u>又は</u> 基本調査3-2～3-7までのいずれか「2. できない」 <u>又は</u> 基本調査3-8～4-15までのいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(一)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解の <u>いずれかに</u> 支障がある者 (二)移動において全介助を必要としない者	
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次の <u>いずれかに</u> 該当する者	基本調査1-8「3. できない」 基本調査2-1「3. 一部介助」 又は「4. 全介助」 該当する基本調査項目なし
	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	
カ 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引するものを除く)	次の <u>いずれにも</u> 該当する者	基本調査2-6「4. 全介助」 基本調査2-1「4. 全介助」
	(一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	

(表 2)

i) 状態の変化	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に（表 1）の状態像に該当する者 例）・パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象 ・重度のリウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなるため、時間帯によっては告示で定める状態となる。
ii) 急性増悪	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに（表 1）の状態像に該当することが確実に見込まれる者 例）がん末期の急速な状態悪化
iii) 医師禁忌	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から（表 1）の状態像に該当すると判断できる者 例）・重度のぜんそく発作等による呼吸不全：特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで呼吸不全の状態を回避する必要がある。 ・重度の心疾患による心不全：特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。 ・重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。 ・脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。 ・人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち上がりの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。

※例) にあげた傷病名・症状については可能性のあるものを例示したものにすぎないことから、当該事例以外の者であっても i～iii の状態であると判断される場合があります。

4. 申請について

- ① 介護保険課窓口に届出書等を提出してください。

※「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付届出書」と「算定可否のチェック表」は太宰府市のホームページに掲載しておりますので、ダウンロードし、ご利用ください。

(太宰府市ホームページ→組織から探す→健康福祉部・介護保険課→様式ダウンロード
→介護保険関係様式集→福祉用具貸与にかかる例外給付届出書)

- ② 窓口で届出書類を確認します。

- ③ 市の確認後、承認された場合は事業所あてに承認通知を郵送します。

※本市における算定開始日は、原則「軽度者に対する福祉用具の例外給付届出書」等を市で受付をした日以降としております。必ず余裕をもって届出を行ってください。また、やむを得ない事情により遡って承認が必要な場合は、ご相談ください。

《届出に必要な書類》

	必要書類	書類の例	主な確認点
(1)	軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付届出書		・記入漏れがないか
(2)	算定可否の判断基準チェック表		・直近の認定調査票の調査日、結果が記入されているか
(3)	医師の医学的な所見が確認できるもの	次のいずれか一つ ・主治医意見書 (届出日から遡って6か月以内に作成されたもの) ・診断書 ・聴取した内容が示された書類	・特定の状態像 i～iii までの状態 ・疾病、その他の原因 ・医師の病院名、氏名 ・医師の所見を聴取した聴取年月日
(4)	サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具が必要である旨が判断されていることがわかる書類	<要介護者> ・居宅サービス計画書1～4表 <要支援者> ・介護予防サービス・支援計画表 ・介護予防支援経過記録(サービス担当者会議の要点を含む)	・貸与品目及び付属品の必要な理由が記載されているか ・特殊寝台についてはモーター数が記載されているか ・ <u>福祉用具専門相談員およびケアマネジャーが貸与の必要性を判断した根拠が記載されているか</u>

※届出時の留意点

- ・上記(2)のチェック表の提出がない届出が多く見受けられます。チェック表で確認をすると、そもそも例外給付の届出自体が必要ない場合もありますので、届出前に必ずチェック表での確認をお願いします。
- ・医師に求める医学的所見とは、福祉用具が必要な状態像であり、福祉用具貸与に関し、同意する趣旨の情報を求めているものではありません。確認方法としては、サービス担当者会議への参加、診察への同席のほか、電話やメール、FAX等でも構いません。医師の名前、聴取方法、聴取年月日とその福祉用具が必要な状態像を支援経過や担当者会議録へ記載してください。
- ・医師の医学的な所見が確認できる書類として「主治医意見書」を使用する場合、届出日から遡って6か月以内に作成されたもののみ確認書類と認めます。
- ・車いす及び車いす付属品において「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」(表1)アの(二)及び移動用リフトにおいて「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」(表1)オの(三)に該当する場合について、ケアマネジャーが必要と認めた場合でも本市では届出書の提出をお願いしています。

5. Q&A

事例	回答
<p>軽度者に該当する方が例外給付の対象種目の福祉用具貸与を利用しようとするときの提出時期について。</p>	<p>福祉用具貸与を利用する前に承認を得ておく必要があります。事前に届出をしてください。</p>
<p>承認の有効期間が終了しそうだが、貸与継続したいときは、どのような手続きが必要か。</p>	<p>承認通知の有効期間が終了する前に必要書類をそろえて再度届出を行ってください。</p>
<p>新規・区分変更申請中で、認定結果が出る前に福祉用具を利用したいが、軽度者に該当しそうな場合はどのように取り扱えばよいか。</p>	<p>医師の医学的所見を確認した上で、担当者会議を開催し、暫定ケアプランを作成します。作成した暫定ケアプランと担当者会議録、医師の所見を確認したことが分かる書類を添付して届出を行ってください。市での承認後、貸与開始となります。</p>
<p>要支援の認定を持っている方が区分変更申請を行うことになり、暫定ケアプランを地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の両方で作成する。両方が提出する必要があるのか。</p>	<p>どちらか一方の事業所で構いません。想定している介護度により、どちらが提出するか検討してください。認定結果が想定していた介護度ではなく、提出した事業所が担当にはならなかった場合は、<u>市の介護保険課へ連絡の上、事業所間の連携（通知書の写しを渡す）があれば、再度届出は不要です。</u></p>
<p>暫定ケアプランで軽度者申請を事前に行い、貸与開始したが、認定結果が確定後に再度届出は必要か。</p>	<p>改めての届出は不要です。ただし、認定結果確定後に新たな品目を追加で貸与する場合には再度届出を行ってください。</p>
<p>転入してきた利用者が転入前に例外給付で福祉用具を利用していた際は届出が必要か。</p>	<p>保険者が確認する必要があるため、届出は必要です。なお、主治医の所見を確認できる書類については、該当する状態像についての記載がある書類を従前の支援事業者から引き継いでいる場合はその写しで可とします。</p>
<p>現在軽度者に該当する利用者が更新申請中だが、新たに対象の福祉用具貸与を行うことになった。更新後も軽度者に該当する見込みがあるが、この場合届出はどのように行えばよいか。</p>	<p>更新前と更新後の認定期間でそれぞれ届出を行ってください。更新後の認定有効期間と貸与開始時期が近い場合は、同時に2枚届出を提出してもかまいません。 例) 支援1 認定期間〇年3月31日まで 支援2 認定期間〇年4月1日から 貸与開始日 〇年3月25日の場合 更新後の認定結果が出ているため、それぞれの届出を同時に提出してもかまいません。</p>
<p>先日軽度者に対する福祉用具貸与の届出を行い、特殊寝台と付属品の利用を開始したが、追加で体位変換器も貸与したいと希望があった。改めて市へ届出を行う必要があるか。</p>	<p>改めて届出を行う必要があります。ケアプランに新しい品目を位置づけるため、ケアプランの内容も変わります。アセスメントを行ったうえで、主治医の所見を確認し、必要性について担当者会議で検討し、通常の手順どおりに届出を行ってください。</p>

<p>主治医意見書の開示が間に合わない。診断書も頼めないし、主治医から意見を聴取したいが直接連絡もとれない。それでも主治医の意見がないと届出を行っても承認はもらえないか。</p>	<p>医師の医学的所見に基づいて例外的に給付を認める制度です。医師の医学的所見の確認ができない場合は承認できません。どうしても文書や直接聴取する等の方法で医師の意見を照会することが難しい場合は、病院のソーシャルワーカー等を介して医師の意見を照会してください。その場合も、経緯を支援経過にしっかり記録するようにしてください。</p>
<p>市に軽度者に対する福祉用具貸与の届出を行ったら、担当者会議録の記載に不備があると受理してもらえなかった。何を書いておけばいいのか。</p>	<p>医師の医学的所見、利用者の意向、福祉用具専門相談員・ケアマネジャーの意見は検討内容に記載するようにしてください。欠席の場合でも「主治医（照会）」等とし、主治医名、所見の聴取年月日、福祉用具の必要な状態像等を記載してください。その他、検討した内容の概要を記載します。</p> <p><u>福祉用具貸与について、どのような身体状況、環境のため、福祉用具が必要なかを具体的に記載してください。</u></p>
<p>更新申請中だった利用者の認定結果が遅れ、認定有効期間終了間際に結果が出た。数日で新しい認定有効期間が開始となるが、サービス提供者や利用者との都合が合わず、担当者会議を新しい認定有効期間の開始前に開催することができない。継続して福祉用具の利用が必要だが、遡って貸与開始として届出を行えるのか。</p>	<p>認定有効期間開始までに担当者会議の開催が間に合わない場合は、事前に市へ連絡してください。やむを得ず市への事前連絡もできなかった場合は、担当者会議の開催が遅れた理由が分かる資料を添付し、届出を行ってください。</p> <p>新規の貸与や、新規申請・区分変更申請中の貸与については、暫定プランを作成して対応するようにしてください。</p> <p>※判断に困る場合は市へ相談してください。</p>
<p>例外給付の対象者が居宅支援事業所の変更をした。承認の有効期間内だが、改めて届出書の提出が必要か。</p>	<p>必要です。事業所に対して、承認しているものなので、居宅支援事業所の変更の場合は引継ぎを受けたら速やかに一連の業務を行い、届出書等を提出してください。なお、同事業所内での担当ケアマネジャーの変更時は必要ありません。</p>

※参考通知

- ・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年老企第36号）の一部改正（平成27年3月27日付）
- ・「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）の一部改正（平成27年3月27日付）
- ・「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成11年老企第22号）の一部改正
- ・「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」（平成18年老振発第0331003号・老老発第0331016号）の一部改正

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付のためのフロー図

